

医政経発第 0409001号

健感発第 0409001号

平成 15 年 4 月 9 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長

厚生労働省健康局結核感染症課長

N95マスク等の感染防止のための器材の確保について（依頼）

重症急性呼吸器症候群（以下「SARS」という。）への対応については、「ハノイ・香港等における原因不明の『重症急性呼吸器症候群』の集団発生に伴う対応について（第7報）」（平成15年4月7日健感発第0407001号）において、SARSの所見のあるものに対して適切な医療の提供を行うことができるよう、医療提供体制の確保をお願いしているところである。これを確実に実行するためには、同通知で示した「重症急性呼吸器症候群（SARS）管理指針」を踏まえ、第一種感染症指定医療機関等の医療機関において適切な医療の提供を行うことが重要であり、N95マスク等の感染防止のための器材について、想定される具体的な事例を勘案し一定量を確保することが必要であることから、貴管内の該当医療機関や卸売販売業者等に対し、その旨を周知徹底されるようお願いする。

なお、第2回重症急性呼吸器症候群対策専門委員会において、現時点では、一般の人にとって感染予防のためにN95マスクを着用することは必要ではない旨、指摘があつたことを申し添える。